2026 年 10 月 1 日
社会福祉法人多摩草むらの会
理事長　風間　美代子

次世代育成支援対策推進法および
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく
社会福祉法人多摩草むらの会　行動計画

職員が仕事と子育てを両立しながら、男女ともにその能力を十分に発揮して活躍できる雇用環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

【次世代育成支援対策推進法】
１．計画期間　2026 年 10 月 1 日　～　2029 年 3 月 31 日までの　2 年 6 か月間
２．内容

（目標１） 計画期間内の育児休業取得率を、男性職員は 30%以上（かつ取得者 2 人以上）、女性職員は 90%以上とする （対策内容） ■2026 年 10 月～　育児休業制度を職員に周知し、管理職向けの研修を実施する ■2026 年 10 月～　育児休業取得者の代替職員を配置し、復帰前に職場と情報交換を行う
（目標２） 小学校 3 年生未満の子を養育する職員が希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する （対策内容） ■2026 年 10 月～　短時間勤務の利用希望について実態を調査する ■2027 年 4 月～　短時間勤務制度の制度設計を行い、規程を整備する
（目標３） 年次有給休暇の取得率を職員 1 人平均 70%以上とする （対策内容） ■2026 年 10 月～　職員ごとの取得状況を毎月把握し、管理職から取得を働きかける ■2027 年 4 月～　計画的付与を活用し、取得を促進する

（目標４）
フルタイム職員 1 人あたりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計を各月 30 時間未満にする

（対策内容）
■2026 年 10 月～　施設長等が終業時刻前に残業の必要性を確認し、事前命令を徹底する
■2026 年 10 月～　職員ごとの時間外労働を毎月把握し、業務の偏りを是正する

【女性の職業生活における活躍の推進に関する法律】
１．計画期間　2026 年 10 月 1 日　～　2029 年 3 月 31 日までの　2 年 6 か月間
２．内容

（目標５）
管理職に占める女性職員の割合を 40%以上とする

（取組内容）
■2026 年 10 月～　管理職候補となる女性職員の状況を把握し、課題を分析する
■2027 年 4 月～　管理職候補の女性職員に対し、研修とキャリア面談を実施する

（目標６）
育児・介護・病気・配偶者の転勤等を理由に退職した者を対象とした再雇用制度を導入する

（取組内容）
■2026 年 10 月～　退職者の再雇用の希望について実態を調査する
■2027 年 4 月～　再雇用制度の制度設計を行い、規程を整備する

以上